

新型インフルエンザ等感染症地域医療体制整備事業実施要綱

19 福保健感第795号
平成20年3月31日

最終改正 31 福保健感第2040号
令和2年3月13日

(事業の目的)

第1 本事業は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第二条第一項に規定する新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を除く。）の感染症患者に対する医療に関して、第1種及び第2種感染症指定医療機関（結核患者の入院を担当する医療機関を除く。）の所在地を基準とする地域（以下「ブロック」という。）における地域医療確保計画（以下「ブロック別感染症地域医療確保計画」という。）及びこれらを広域的に調整する東京都全体計画を策定することにより、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を除く。）の大流行に際して、健康被害を最小限に抑えるために、適切な医療を提供する体制の整備を促進すること並びに新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症に限る。）について発生時に都の実情に応じた対策を協議することを目的として実施する。

(実施主体)

第2 本事業は東京都が実施する。

(ブロック構成)

第3 ブロックの構成は、別表のとおりとする。

(事業内容)

第4 東京都全域を対象として、次に掲げる事業を行う。

一 協議体の設置及び運営

感染症指定医療機関、東京都医師会等の関係者との緊密な連携の下、別に定めるところにより、新型インフルエンザ等に対応する東京都全体の医療体制の整備を進めるための協議体（以下「感染症医療体制協議会」という。）を設置し、運営する。

二 計画の策定

前号に定める感染症医療体制協議会の協議内容を踏まえ、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を除く。）に備えるための医療確保計画を策定する。

三 研修会等の実施

医療機関等、新型インフルエンザ対策に取り組む必要のある関係者に対し、新型インフルエンザ対策に向けた適切な知識の付与を目的として、研修会等を実施する。

2 ブロックごとの感染症地域医療体制の整備を促進するため、次に掲げる事業を行う。

一 協議体の設置及び運営

地元区市町村、感染症指定医療機関、地区医師会等関係者の緊密な連携の下、別に定めるところにより、新型インフルエンザ等（新型コロナウイルス感染症を除く。）に対応する地域医療体制の整備を進めるための協議体（以下「感染症地域医療体制ブロック協議会」という。）を各ブロックに設置し、運営する。ただし、多摩地域においては、新たに協議体を設置せずに、既存の協議体をもって本協議体に代えることができるものとする。

二 計画の策定

前号に定める感染症医療体制協議会の協議内容を踏まえ、次に掲げる事項についてブロック別感染症地域医療確保計画を策定する。

なお、計画は事業初年度に取りまとめを行い、その後は適宜見直しを行う。

- (1) 各区市町村の新型インフルエンザ相談センター、新型インフルエンザ専門外来リスト
- (2) ブロック内の入院医療機関リストの作成及び病床数の積算
- (3) 保健所における相談窓口
- (4) 医療体制を整備するに当たっての問題点の取りまとめ

三 普及啓発の実施

医療機関等、新型インフルエンザ対策に取り組む必要のある関係者に対し研修会等を開催するなど、新型インフルエンザ対策のための適切な知識の付与を目的とした普及啓発を行う。

四 訓練の実施

発生時において適切な医療提供及び防疫活動を行う体制を整備するとともに、広域的な医療連携体制の強化を図るため、第2項第1号に掲げる協議体の構成員を中心に、発生時対応訓練を実施する。

(実施方法)

第5 第4第1項に掲げる事業及び第4第2項に掲げる事業のうち区部のブロックで実施するものは東京都が行う。第4第2項に掲げる事業のうち多摩地域及び島しょのブロックで実施するものについては、都保健所が行う。

なお、第4第1項第3号に掲げる事業及び第4第2項に掲げる事業のうち区部のブロックで実施するものについては、第1に掲げる目的を達成するため、財団法人東京都結核予防会に委託して行う。

2 この事業に必要な経費については、予算の範囲内において、別に定める。

(その他)

第6 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、健康安全部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年7月7日付21福保健感第176号）

この要綱は、平成21年7月7日から施行する。

附 則（平成23年6月16日付23福保健感第203号）
この要綱は、平成23年6月16日から施行する。

附 則（平成29年4月21日付29福保健感第64号）
この要綱は、平成29年4月1日に遡及して適用する。

附 則（令和2年3月13日付31福保健感第2040号）
この要綱は、令和2年3月13日から施行する。